

# 医療施設 避難確保計画記入例

対象災害：水害（洪水）

土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名：

〇〇〇〇病院

】

2023 年 2 月作成

# 様式編 目次

## 市に提出(様式7は自衛水防組織を設置した場合に提出)

	項目	様式等	ページ	
	1 計画の目的	様式1	1	
	2 施設の概要	様式1	1	
	3 施設が有する災害リスク	様式1	1	
	4 防災体制	様式2	2~3	
	5 情報収集・伝達	様式3	4	
	6 避難誘導	様式4	5	
	7 避難に必要な設備の整備	様式5	6	
	8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式5	6	
	9 防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式6	7	
※	10 自衛水防組織の業務に関する事項	様式7	8	個人情報等を含むため、 適切に管理 ※市への提出は不要
	11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	9	
	12 緊急連絡網	様式9	10	
	13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	10	
	14 対応別避難誘導一覧表	様式11	11	
	15 防災体制一覧表	様式12	12	
	- 河川水位	参考	13	参考のため、市への提出は不要
※	- 自衛水防組織活動要領	別添	14	市への提出は不要ですが、 避難体制の確認のため作成 を推奨
※	- 自衛水防組織の編成と任務	別表1	15	
※	- 自衛水防組織装備品リスト	別表2	15	
	- 避難先までの避難経路図	別紙1	16	
	- 施設建物内の避難経路図	別紙2	17	
	- タイムライン	別紙3	18	
	市に提出する様式			
※	自衛水防組織を設置した場合のみ提出			

自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

(洪水、雨水出水、高潮が対象となる場合)

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています(水防法第十五条の三第6項)。自衛水防組織を設置する場合、様式7も作成し、合わせて、別添、別表1、別表2を作成します。

(津波、土砂災害が対象となる場合)

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務規定はありません。

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、土砂災害防止法

2 施設の概要

利用形態	通所	入所
	○	○

※利用形態を記載

※入所には、長期・短期がわかるように記載

建物の階数	3	階
-------	---	---

※建物の階数を記載

施設の人数

	平日						休日					
	患者			施設職員			患者			施設職員		
昼間	約	123	名	約	57	名	約	73	名	約	7	名
夜間	約	73	名	約	7	名	約	73	名	約	7	名

※患者数は最大の患者数を記載(おおよその患者数でもよい)

※昼間は通院(所)部門と入院(所)部門の合計人数を記載

※夜間は入院(所)部門の人数を記載

3 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

(国土交通省HP「重ねるハザードマップ」、「浸水ナビ」を参照)

水害(洪水)

洪水浸水想定区域 (洪水)	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 最大浸水深	0.5m~3m	
		浸水継続時間		1日~3日未満
		家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無		
対象河川	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし		
		<input checked="" type="checkbox"/> 天竜川		
		<input type="checkbox"/> 太田川		
		<input type="checkbox"/> 原野谷川		
		<input type="checkbox"/> 敷地川		
		<input type="checkbox"/> 宇刈川		
		<input type="checkbox"/> ぼう僧川		
<input type="checkbox"/> 今ノ浦川				

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 (以下の該当する分類に☑) ☑がけ崩れ (急傾斜地の崩壊) <input type="checkbox"/> 土石流 <input type="checkbox"/> 地すべり (地滑り)
------------------------	-------------------------------	--

● 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を磐田市長へ報告する。

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※患者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	人数	1	名	人数	1	名	人数		名	人数		名
警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	状況把握、指揮			気象情報等収集			・(避難誘導体制の確認)			・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)		
	体制確立の判断			施設職員への情報伝達			・(避難ルートの確認)					
	事前休業の判断											
警戒レベル2 ↓ 注意体制	状況把握、指揮			気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備		
	施設職員等召集			施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
	・(避難開始判断)						・(避難誘導開始)					
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	状況把握、指揮			気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	避難開始判断			患者家族等への連絡						・移動用車両の確保		
				市町村等への連絡						・避難先への持ち出し品等を運搬		
警戒レベル4 ↓ 非常体制	状況把握、指揮			市町村等への連絡			・避難完了の確認			・避難先での持ち出し品等の管理		
	避難先での患者支援の監督			施設職員への情報伝達			・避難先での患者支援					
	・(緊急安全確保の判断)						・(緊急安全確保の誘導)					

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>警報級の可能性(大雨警報または暴風警報)「中」または「高」が発表された場合</li> <li>台風の接近が予想されている場合</li> </ul>
警戒レベル2 ↓ 注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨または洪水注意報が発表された場合</li> <li>氾濫注意報が発表された場合(氾濫注意水位に到達)</li> </ul>
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等避難が発令された場合</li> <li>大雨または洪水警報が発表された場合</li> <li>氾濫警戒情報が発表された場合(避難判断水位に到達)</li> </ul>
警戒レベル4 ↓ 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示が発令された場合</li> <li>氾濫危険情報が発表された場合(氾濫危険水位に到達)</li> <li>雨水出水氾濫危険情報が発表された場合</li> </ul>

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合、翌日の通院(所)部門を臨時休業とする。  
または午前8時の時点で、〇〇市に以下のいずれかが発令されている場合は、通院(所)部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

高齢者等避難  
暴風警報又は特別警報  
大雨警報又は特別警報  
洪水警報

※開業時間と患者の通院(所)にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※患者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	人数	1	名	人数	1	名	人数		名	人数		名
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階	状況把握、指揮			気象情報等収集			・(避難誘導体制の確認)			・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)		
	体制確立の判断			施設職員への情報伝達			・(避難ルートの確認)					
	事前休業の判断											
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	状況把握、指揮			気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備		
	施設職員等召集			施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
	・(避難開始判断)						・(避難誘導開始)					
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	状況把握、指揮			気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	避難開始判断			患者家族等への連絡						・移動用車両の確保		
				市町村等への連絡						・避難先への持ち出し品等を運搬		
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	状況把握、指揮			市町村等への連絡			・避難完了の確認			・避難先での持ち出し品等の管理		
	避難先での患者支援の監督						・避難先での患者支援					
	・(緊急安全確保の判断)						・(緊急安全確保の誘導)					

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・警報級の可能性(大雨警報または暴風警報)「中」または「高」が発表された場合 ・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・大雨注意報が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・大雨警報(土砂災害)が発表された場合
警戒レベル4 ↓ 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合、翌日の通院(所)部門を臨時休業とする。  
または午前8時の時点で、〇〇市に以下のいずれかが発令されている場合は、通院(所)部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等  
 高齢者等避難  
 暴風警報又は特別警報  
 大雨警報又は特別警報  
 土砂災害警戒情報

※開業時間と患者の通院(所)にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

様式 3

	収集すべき情報	入手先
共通の情報	【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性) ・雨雲レーダー	・気象庁HP ・防災アプリ
	【避難情報(市)】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保	・テレビ(データ放送)、ラジオ ・磐田市HP ・いわたホットメール、磐田市公式ラインアカウント ・緊急速報メール 等
	【避難所の開設状況(市)】 指定緊急避難場所の開設状況	・テレビ(データ放送)、ラジオ ・磐田市HP ・いわたホットメール、磐田市公式ラインアカウント
	道路の通行止め情報	・日本道路交通情報センターのHP 等
洪水	・洪水注意報、洪水警報 ・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布) ・洪水予報	・テレビ(データ放送)、ラジオ、気象庁HP  ・気象庁HP
	氾濫注意情報、氾濫警戒情報 氾濫危険情報、氾濫発生情報	・川の防災情報のHP ・静岡県土木総合防災情報 サイポスレーダー
土砂災害	・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) ・土砂災害警戒判定メッシュ情報	・テレビ(データ放送)、ラジオ、気象庁HP ・テレビ(データ放送)、気象庁HP、県砂防課のHP ・気象庁HP ・静岡県砂防課HP(静岡県GIS)

### (2) 情報伝達

警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	情報伝達の流れ	
				発信者	情報伝達先
警戒レベル 1	早期注意情報	インターネット(気象庁HP)	大雨の警報級の可能性「高」が発表されました。災害への心構えを高める段階です。	情報連絡班	施設職員
	事前休業のお知らせ	統括指揮者の判断を確認	〇〇日は、大雨が予想されていますので、施設を休業することになりました。	情報連絡班	患者の家族
警戒レベル 2	職員への招集連絡	統括指揮者の判断を確認	大雨注意報が発表されましたので施設に参集してください。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	洪水注意報	インターネット(気象庁HP)	洪水注意報が発表されました。注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫注意情報	インターネット(川の防災情報)	〇〇川に氾濫注意情報が発表されました。注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨注意報	インターネット(気象庁HP)	大雨注意報が発表されました。注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 3	高齢者等避難	インターネット(市HP)	高齢者等避難が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難先の開設情報	インターネット(市HP)	避難先の〇〇は開設されています。	情報連絡班	避難誘導班
	避難開始の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を開始しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	洪水警報	インターネット(気象庁HP)	洪水警報が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫警戒情報	インターネット(川の防災情報)	〇〇川に氾濫警戒情報が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 4	大雨警報	インターネット(気象庁HP)	大雨警報が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難指示	インターネット(市HP)	避難指示が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難完了の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を完了しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	氾濫危険情報	インターネット(川の防災情報)	〇〇川に氾濫危険情報が発表されました。非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	土砂災害警戒情報	インターネット(気象庁HP)	土砂災害警戒情報が発表されました。非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者

利用者緊急連絡先一覧表 ⇒様式8

緊急連絡網 ⇒様式9

外部機関等の緊急連絡先一覧表 ⇒様式10

## 6 避難誘導

### (1) 避難先、移動距離及び避難方法

様式 4

- ①原則、患者の適切な支援を提供できるA系列病院に立退き避難をする。  
 ②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。

洪水	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A系列病院	1,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校（校舎2階以上）	500 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	3階リハビリテーション室	50 m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー			15分	警戒レベル3 高齢者等避難

土砂災害	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A系列病院	1,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	C中学校	650 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	3階リハビリテーション室	50 m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー			15分	警戒レベル3 高齢者等避難

以下に該当するか検討の上、屋内安全確保を選択するかどうかを慎重に判断する  
 ※家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、

- ※浸水しない居室があること
- ※一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

#### ・緊急安全確保

急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、過酷な事象に遭遇した場合は「**斜面の反対側の3階リハビリテーション室**」に緊急的に移動する

### (2) 避難経路

避難先までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】【施設建物内の避難経路図】のとおりとする。  
 避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】⇒別紙1、【施設建物内の避難経路図】⇒別紙2  
 対応別避難誘導一覧表 ⇒様式11

## 7 避難に必要な設備の整備

様式 5

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等			
分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
通常の設備	エレベーター	1	施設中央部（1～3階）
	上下階の移動のできる大型スロープの設置	0	—
	車椅子	80	各階の職員エリア
	その他（担架）	3	各階の職員エリア
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置	1	2階機械室
	土のう	20	1階備品倉庫
	止水板	0	—
	階段昇降機の設置	3	1階備品倉庫
	その他（非常用サイレン）	3	屋上

## 8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

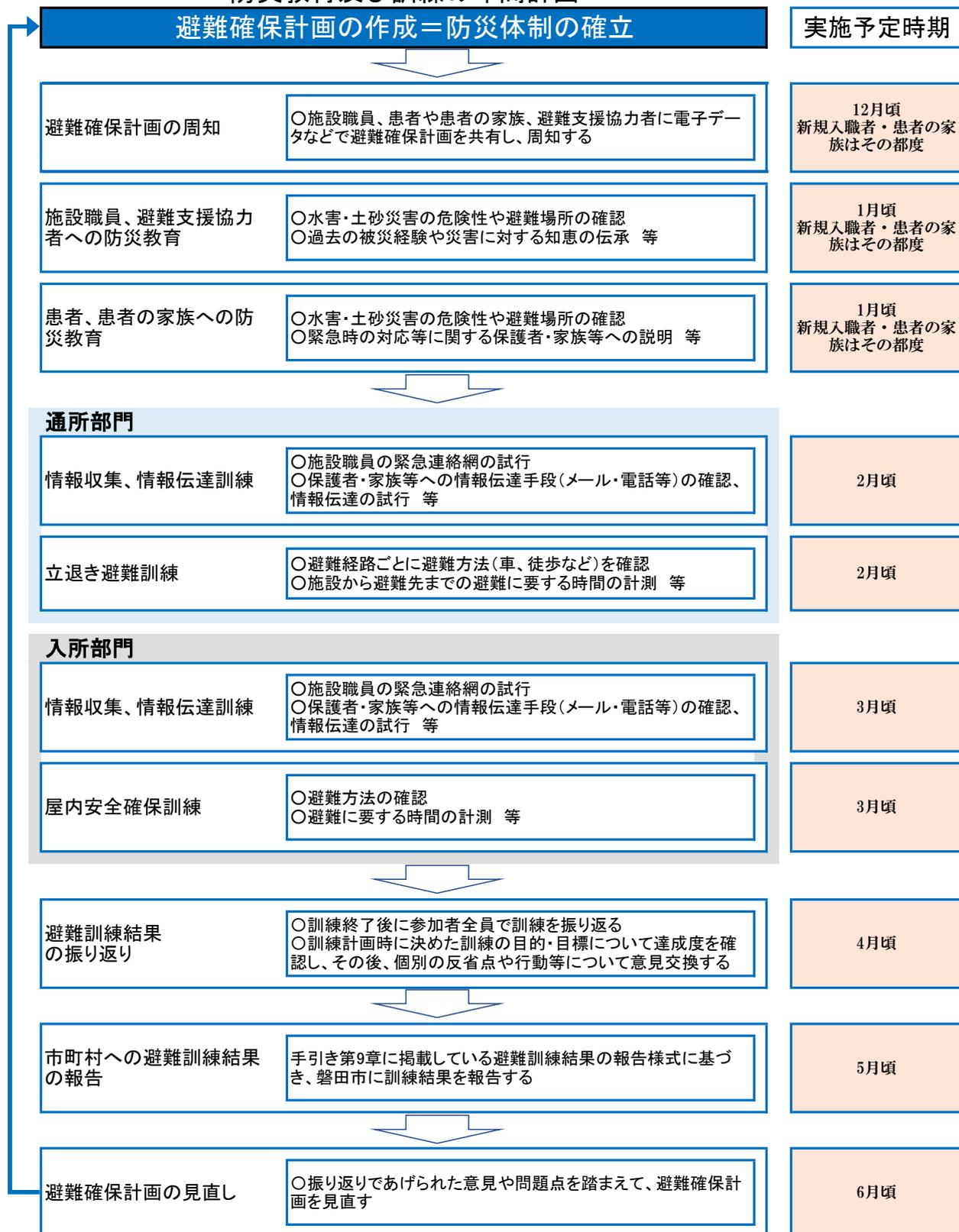
避難に必要な装備品や備蓄品等			
分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ	1	受付
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末	60	受付、ナースステーション
	電話やファックス	30	受付、ナースステーション
	携帯電話やスマートフォン	60	各職員
	電池や非常用電源	1	2階機械室
避難誘導	名簿（患者）	50	受付、ナースステーション
	案内旗	30	1階備品倉庫
	ビブス	150	1階備品倉庫
	懐中電灯	30	1階備品倉庫
	ハンドマイク	15	1階備品倉庫
	雨具	190	1階備品倉庫
	ライフジャケットやヘルメット	190	1階備品倉庫
	避難ルートを示したマップ	30	受付、ナースステーション
	救急用品	30	受付、ナースステーション
移動用の車両	5	車庫	
避難先	水や食糧	3日/人	1階備品倉庫
	衛生用品や衣料品	3日/人	1階備品倉庫
	電池や携帯充電器	50	1階備品倉庫
その他	防寒着・毛布	20	1階備品倉庫
	携帯トイレ	30	1階備品倉庫

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

様式 6

9 防災教育及び訓練の実施に関する事項

防災教育及び訓練の年間計画



## 10 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
  - ② 毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。  
 名簿を作成することが困難な場合は、カルテ等を用いてもよい。

様式 8

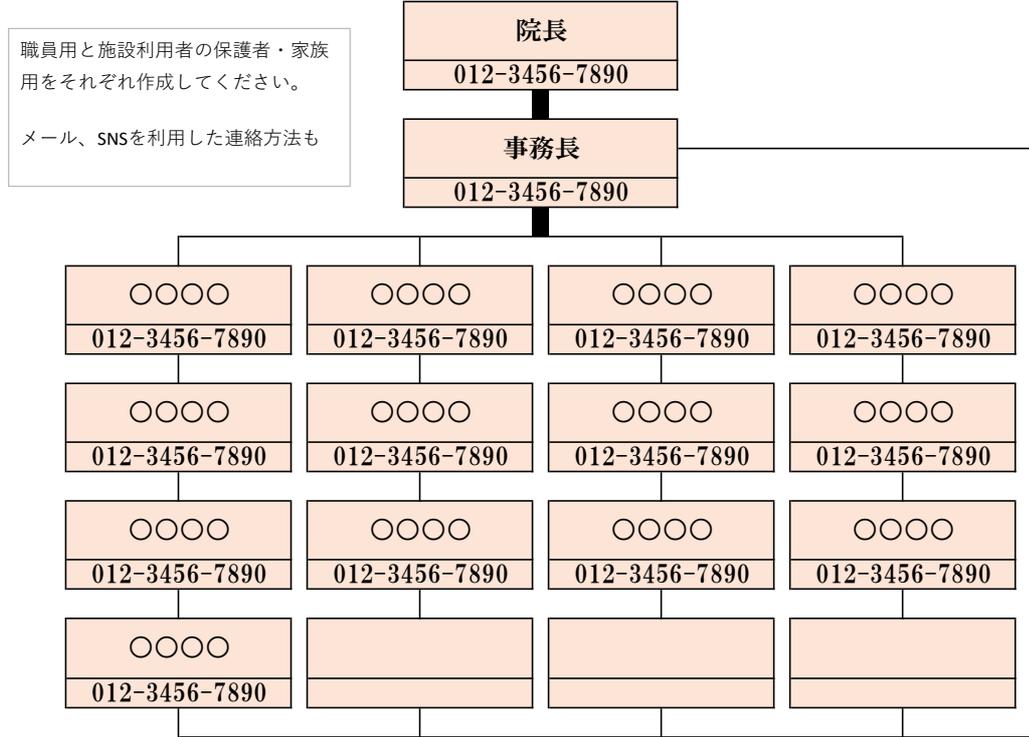
11 利用者緊急連絡先一覧表

	利用者			緊急連絡先				その他 (緊急連絡先等)
	氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	
1	〇〇〇〇	84	〇市1丁目××	△△△△	娘	012-3456-7890	〇市1丁目××	090-1234-5678
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27	〇〇〇〇	90	〇市3丁目××	△△△△	息子	012-3456-7890	〇市2丁目××	090-1234-5678
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式 9

12 緊急連絡網



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式10

13 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
磐田市(施設担当課)	012-3456-7890	〇〇課
磐田市(防災担当課)	0538-37-2114	危機管理課
最寄りの消防署または分遣所	012-3456-7890	〇〇分遣所
最寄りの警察署または交番	012-3456-7890	〇〇交番
避難誘導等の支援者	012-3456-7890	
A系列病院	012-3456-7890	
B小学校	012-3456-7890	



既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

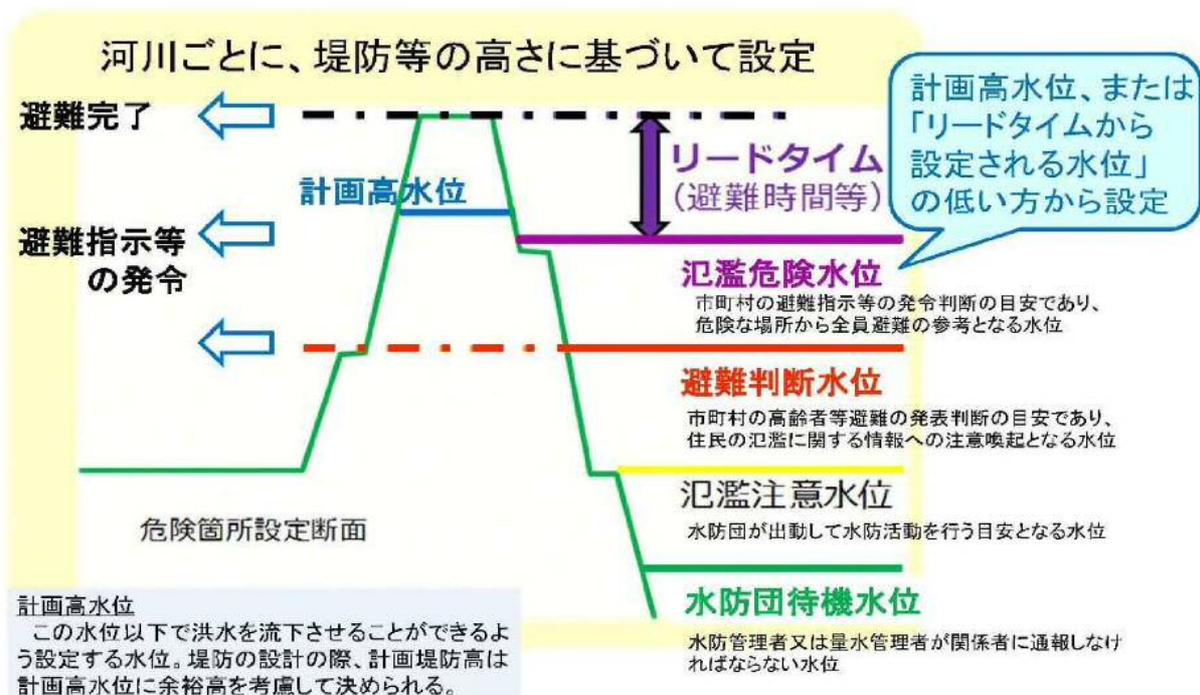
様式12

15 防災体制一覧表

統括指揮者 ( 施設長 ) ( 代行者 事務長 )

	役割		担当者名
	責任者		〇〇〇〇
情報連絡班	心構え	・気象情報等収集	〇〇〇〇
	心構え	・施設職員への情報伝達	〇〇〇〇
	注意	・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集	〇〇〇〇
	注意	・施設職員や避難支援協力者へ連絡	〇〇〇〇
	警戒	・気象情報、水位情報、避難情報等の収集	〇〇〇〇
	警戒	・利用者家族等への連絡	〇〇〇〇
	非常	・市町村等への連絡	〇〇〇〇
			人数( 〇 )名
避難誘導班	役割		担当者名
	責任者		〇〇〇〇
	注意	・避難誘導體制の確認	〇〇〇〇
	注意	・避難ルートの確認	〇〇〇〇
	警戒	・避難誘導開始	〇〇〇〇
	非常	・避難完了の確認	〇〇〇〇
	非常	・避難先での利用者支援	〇〇〇〇
非常	・(緊急安全確保の誘導)	〇〇〇〇	
			人数( 〇 )名
装備品等準備班	役割		担当者名
	責任者		〇〇〇〇
	心構え	・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備	〇〇〇〇
	注意	・移動用車両の手配	〇〇〇〇
	警戒	・要配慮者等の装備品の装着	〇〇〇〇
	警戒	・移動用車両の確保	〇〇〇〇
	警戒	・避難先への持ち出し品等を運搬	〇〇〇〇
非常	・避難先での持ち出し品等の管理	〇〇〇〇	
			人数( 〇 )名

## 河川水位情報



## 基準水位

区分	河川名	水位観測所名	水防団待機水位	【レベル2】 氾濫注意水位	【レベル3】 避難判断水位	【レベル4】 氾濫危険水位
洪水予報河川	天竜川 (下流)	鹿島 (浜松市天竜区)	2.20	3.50	5.60	6.00
		中ノ町 (浜松市東区)	0.60	1.60	3.10	3.40
	太田川	新貝	3.00	3.50	4.30	4.60
	原野谷川	山名 (袋井市袋井)	5.00	5.70	6.50	7.00
水位周知河川	敷地川	笠梅橋	3.90	4.40	5.40	5.84
	仿僧川	鮫島橋	2.00	2.50	3.20	3.40
	今ノ浦川	今之浦橋	2.00	2.50	3.20	3.60
	宇刈川	横手橋 (袋井市久能)	1.80	2.70	2.80	3.20

## 自衛水防組織活動要領

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

## (自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

## (自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に患者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

## (自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

## (自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1

自衛水防組織の編成と任務

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

統括管理者 ( 院長 ) ( 代行者 事務長 )		
総括・情報班	担当者	役割
	班長 ( 管理職員 ) 班員 ( ○ ) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	担当者	役割
	班長 ( 管理職員 ) 班員 ( ○ ) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別表 2

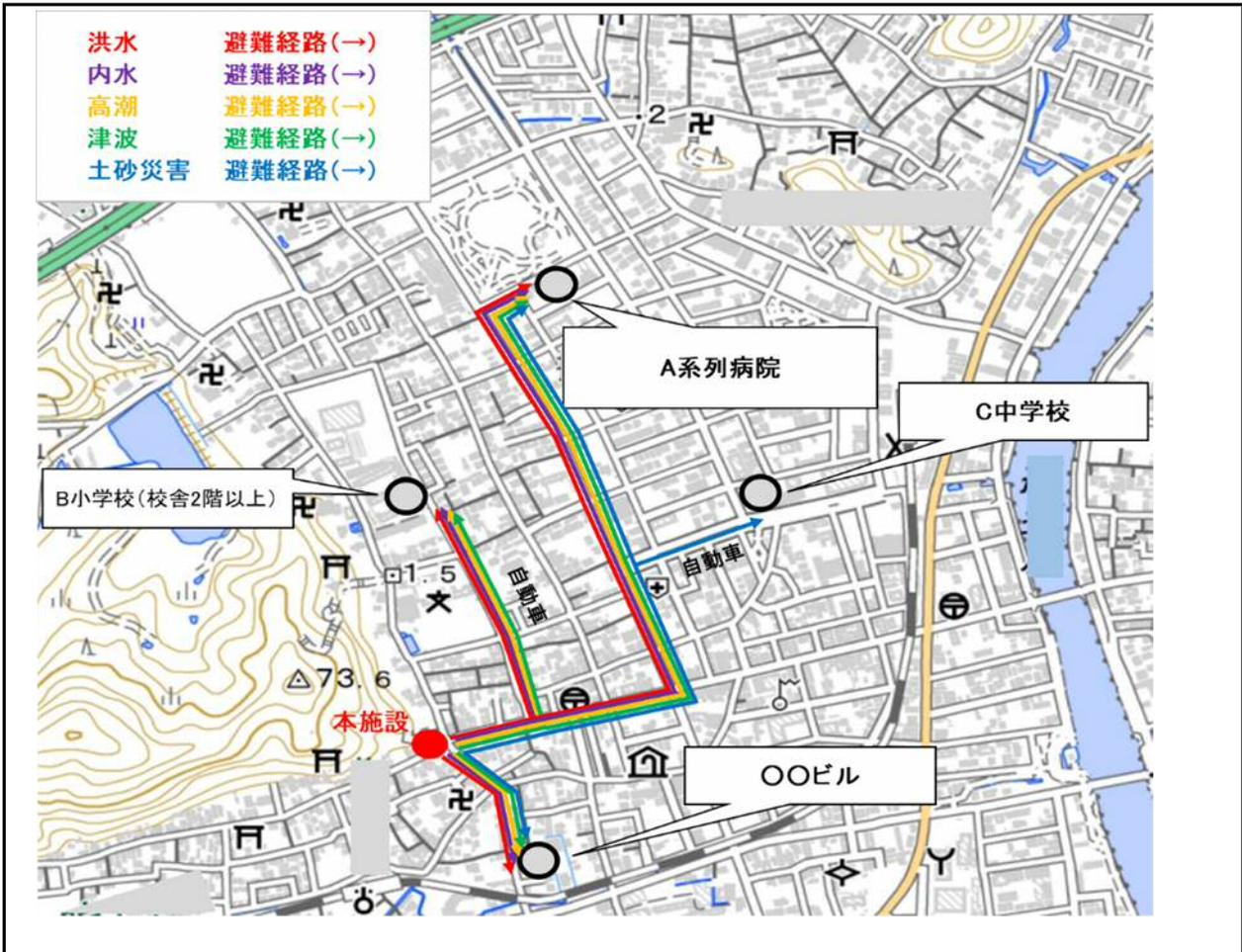
自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班 避難誘導班	名簿(施設職員、患者等) 様式5避難確保資器材一覧に掲げるもの。

【避難先までの避難経路図】

洪水時・土砂災害の発生時の避難先、避難経路は以下のものとする。

	立退き避難					
	避難先1	避難に要する時間	避難先2	避難に要する時間	避難先3	避難に要する時間
洪水	A系列病院	1時間	B小学校（校舎2階以上）	45分	〇〇ビル	30分
土砂災害	A系列病院	1時間	C中学校	45分	〇〇ビル	30分

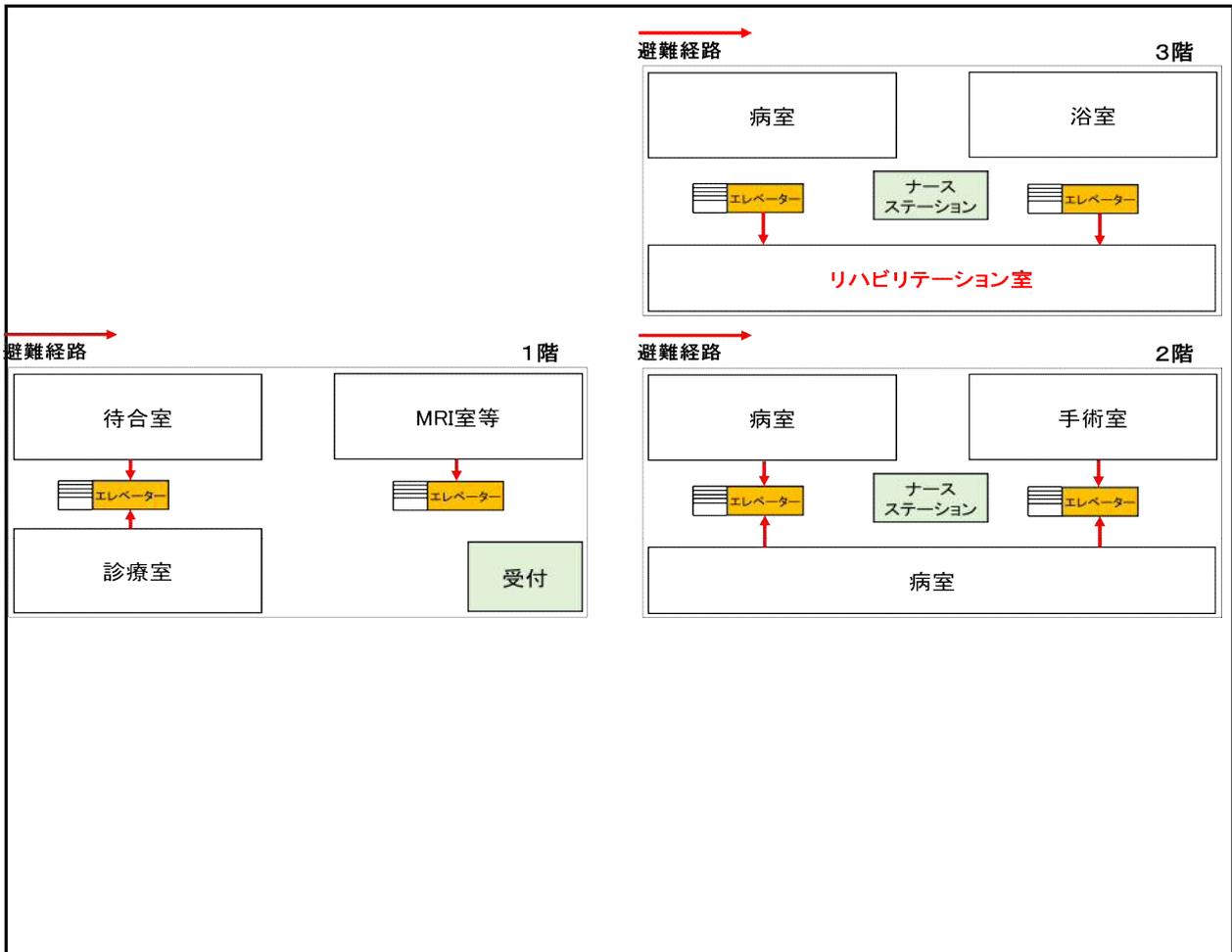


※施設の位置、避難先の位置、避難方法(徒歩、自動車等)、避難に要する時間等を記載してください。  
 避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設建物内の避難経路図】

洪水時・土砂災害の発生時の施設建物内の避難経路は以下のものとする。

	屋内安全確保	避難に要する時間
洪水	3階リハビリテーション室	15分
土砂災害	3階リハビリテーション室	15分



※施設建物内の避難経路図を記載してください。

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

ご自身の施設における避難に必要な行動を時系列順に整理したタイムラインを確認しましょう。

施設型タイムラインの設定	統括指揮者 ※全体を指揮	情報連絡班 ※情報収集や伝達	避難誘導班 ※患者の避難支援	装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備
防災気象情報、避難情報 ■早期注意情報 (警戒レベル1)	・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断	・気象情報等収集 ・施設職員への情報伝達	・(避難誘導体制の確認) ・(避難ルートの確認)	・(避難に必要な設備や 装備品、備蓄品、避難先 への持ち出し品等を点検 し準備)
■大雨注意報 (警戒レベル2) ■洪水注意報 ■高潮注意報	・状況把握、指揮 ・施設職員等召集 ・(避難開始判断)	・気象情報、水位情報、 避難情報、避難先情報 等の収集 ・施設職員や避難支援 協力者へ連絡	・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・(避難誘導開始)	・避難に必要な設備や装 備品、備蓄品、避難先へ の持ち出し品等を点検し 準備 ・移動用車両の手配
■高齢者等避難 (警戒レベル3) ■洪水警報 ■氾濫警戒情報 ■高潮注意報 ■大雨警報(土砂災害)	・状況把握、指揮 ・避難開始判断	・気象情報、水位情報、 避難情報等の収集 ・患者家族等への連絡 ・市町村等への連絡	・避難誘導開始	・要配慮者等の装備品 の装着 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し品 等を運搬
■避難指示 (警戒レベル4) ■氾濫危険情報 ■高潮警報 ■高潮特別警報 ■土砂災害警戒情報	・状況把握、指揮 ・避難先での患者支援 の監督 ・(緊急安全確保の判断)	・市町村等への連絡	・避難完了の確認 ・避難先での患者支援 ・(緊急安全確保の誘導)	・避難先での持ち出し品 等の管理
■緊急安全確保 (警戒レベル5) ■大雨特別警報 ■氾濫発生情報	・緊急安全確保			